令和６年８月
校 長 会 資 料

1	学校給食における食物アレルギー疾患対応について	1
2	ICT教育の推進 情報担当の指導主事 学校訪問より（1学期）	3
3	英語教育の推進について	4
4	第1回特別支援教育プロジェクト会議まとめ	11
5	通級指導教室の公開授業について	14
6	読書活動に係る1学期の振り返り及び読書週間に向けて	19
7	令和6年度鈴鹿市立幼稚園の修了証書授与式及び鈴鹿市立小中学校の卒業証書授与式について	20
8	第1回鈴鹿市日本語教育支援プロジェクト会議について	21
9	人権教育の推進について	23
10	自殺予防について	25
11	児童生徒に対する登下校時等の交通安全指導の強化について	27
12	学校における働き方改革について	28
13	ハラスメント防止について	32
14	中間面談の実施について	36

鈴 鹿 市 教 育 委 員 会

令和６年８月19日校長会資料
教育総務課

学校給食における食物アレルギー疾患対応について（通知）

間もなく 2 学期が始まります。小学校では９月４日から、中学校では９月３日から給食を再開することから、学校給食における食物アレルギー疾患対応について、改めて下記の事項について確認するなど、適切な対応をお願いします。

記

１　主な確認事項

（１）食物アレルギー対応を行う児童生徒の正確な情報の把握と共有の徹底
（２）保護者、児童生徒、教職員間での除去食献立表の内容確認と情報共有の徹底
（３）調理時の器具・食材の管理、作業工程、作業動線の確認等の徹底
（４）調理後、配膳作業、喫食時の混入や誤配、誤飲・誤食の防止
（５）緊急時対応の確認

２　参考資料

（１）「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》」（公益財団法人日本学校保健会）
https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R010060/R010060.pdf
（２）「学校給食における食物アレルギー対応指針」（文部科学省）
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1355536.htm
（３）「学校におけるアレルギー疾患対応の手引き《令和２年度改訂》」（三重県）
http://www.pref.mie.lg.jp/HOTAI/HP/anzen/46469032615.htm
（４）「学校におけるアレルギーヒヤリハット・発症事例集」（三重県）
https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000911307.pdf
（５）　ネットフォルダ（教育委員会全体）に掲載している「学校給食における食物アレルギー対応の関係書類について①～⑤」

３　アレルギーに関する事例報告書の提出

食物アレルギー対応に関し、事故につながりそうな「ヒヤリハット事例」に気づいた場合も、様式８「アレルギーに関する事例報告書」で教育総務課給食Ｇまで御報告ください。大きな事故につなげないための気づきになるよう、学校現場へのフィードバックも行っていきますので、御協力をお願いします。

【事務担当】
教育総務課　給食グループ　漆原・多田（382-1214・内 6113）

アレルギーに関する事例報告書

（様式８）

（学校→所管する教育委員会に提出）

（市町教委→県教委に提出（レベル４以上））

空欄に記入するとともに、当てはまる番号を太枠の▼ダウンリストから選択してください。

令和　　年　　月　　日提出

学校名		共同調理場名			
校長名 （共同調理場長名）		報告者名		報告者 電話番号	
児童生徒名		学年・組	年　　組	性別	
発生日時	令和　　年　　月　　日（　　曜日）　　時　　分				
発生場所	学校内：①教室　②特別教室　③体育館　④運動場　⑤給食室　⑥その他（　　） 学校外：⑦道路　⑧体育館　⑨運動場　⑩共同調理場　⑪その他（　　） 番号選択 [　] ⑥⑪の場合右に記入：				
発生した時の状況	①給食又は昼食中　②授業中（　　）③休憩時間中　④給食調理中 ⑤部活動中　⑥学校行事中（　　）⑦登下校中　⑧その他（　　） 番号選択 [　] ②⑥⑧の場合右に記入：				
第一発見者	①本人　②他の児童生徒　③担任　④養護教諭　⑤栄養教諭　⑥調理員 ⑦管理職　⑧その他の教職員（　　）⑨その他（　　） 番号選択 [　] ⑧⑨の場合右に記入：				
影響レベル	ヒヤリハット事例：0・1　アレルギー発症事例：2・3・4・5			番号選択	
内容(疑含む) (複数回答可)	①原材料間違い　②除去食の間違い　③調理中の間違い　④配膳時の間違い ⑤初発（既往歴なし）　⑥運動　⑦その他（　　） 番号選択 [　] [　] [　] [　] ⑦の場合右に記入：				
管理指導表	①なし　②あり			番号選択	
原因	①食物（　）②その他（　　）③不明	番号選択		①②の場合右に記入：	
エピペン®	①使用　②未使用（a　携帯あり・b　携帯なし）			番号選択	
発生の状況（具体的に記入）					
応急処置や医療機関への移送など学校のとった対応					
改善点・今後の対応					
その他参考となる事項					

＊原則、１事例ごとに報告書を作成してください。
＊ヒヤリハット事例には、児童生徒名は不要です。
＊この情報共有については、類似事案の発生防止や再発防止の観点から、危機管理意識向上のために行うものであり、特定の個人や所属の不利益になるものではありません。
＊必要に応じ、記入枠を拡大してください。参考資料がある場合は別添を添付してください。

ICT 教育推進　情報担当の指導主事　学校訪問より（1 学期）校長会資料

【１学期学校訪問の目的】
令和６年度　学力×ICT 教育推進目標「子どもの主体性を重視した学びの変容と校務 DX 化」についての意見交換（主に情報教育推進担当者と研修長）

子どもの主体性を重視した学びの変容について

（積極的な意見）
・先生用に複線型に特化した通信を出したり、情報教育推進担当者会の資料を印刷し全員に配付したりした
・校内で学び方についての共通認識を図り、全ての教員が要約した表を名札の裏に入れている
・まずは、校内で授業観の転換が必要という共通認識をもちたい
・複線型の授業を参観したことがあるので、その良さを積極的に発信したい
・校内で複線型のプチ公開授業を行っていく
・子どもの長期的な将来を考えて、子ども主体の授業の必要性を感じる
・複線型の授業は、家庭学習ともリンクしやすい面があるので、家庭学習の充実も図りたい
・複線型の授業を実際に見に行きたい

（その他の意見）
・複線型でどれぐらい学力がつくのかわからない
・一斉授業スタイルを続けてきた先生の中には、複線型を望まない方もいる
・イメージはできるが、どこから始めていいのかわからない
・低学年では難しい部分があるのではないかと感じる
・授業における教師の役割やファシリテートに不安がある
・複線型は子どもや保護者にも理解してもらったうえで、進めるべきである

校務 DX 化について

（市内好事例、成果）
・振り返りを端末上で行う授業の増加
・各種アンケートを端末上で実施
・教職員間におけるチャットでの打合せ
・保護者との連絡ツールの活用⇒配信の簡素化（ペーパーレス化）
・生成 AI を活用した文書作成
・ICT シェアサイトの活用

（要望、課題）
・プリンターを教室に配置してほしい。Wi-Fi で接続し、子どもの成果物を印刷したい
・校務用デジカメ等を Wi-Fi に接続し、写真をクロムへ取り込みたい
・デジタル採点を端末上でできる環境の整備
・デジタル採点におけるデータのスキャンにかかる時間を削減するためのプリンターの増設など

【２学期の取組】

実践校の紹介・・・・具体のイメージを教員がもてるように、市内外問わず子どもの主体性を重視した学びを推進している学校の授業参観を促す

サポートの拡充・・・学校が抱える課題に対してのきめ細かなアドバイスや授業づくり（指導案作成等）や研修会の提案などの支援を行う

情報発信・・・・・・授業の好事例や校務 DX 化に関わる情報を ICT シェアサイトや研究グループ通信、情報教育推進担当者会で共有する

校長会資料

英語教育の推進について

1 現状と課題

（1） 鈴鹿市教育振興基本計画（令和6年度～令和9年度）において、グローバル化が進展する中で、子どもたちの将来の可能性を広げるために、外国語（英語）でコミュニケーションを図る資質・能力を身に付けることを目指しています。効果的に外国語を学ぶ方策として、「CAN-DO リスト」（※1）を踏まえた授業実践、ICTの活用、外国語指導助手の活用などを掲げています。

（2）「令和5年度全国学力・学習状況調査」及び「令和5年度英語教育実施状況調査」における、本市中学生の英語力は、国・県よりも大きく下回っており、学力向上を重点課題の一つとして取り組む教育委員会として喫緊の課題であり早急に対策を講じる必要があります。

＜課題に関して考えられる主な要因＞

① 授業における、生徒の英語による言語活動に関すること
② 授業における、英語担当教師の英語使用に関すること
③ 学習者用デジタル教科書の活用に関すること　など

【参考】 中学生の英語力について

■ 令和5年度全国学力・学習状況調査　中学校英語　平均正答率
45.6%【国】 45.0%【県】 **42.0%【市】**

■ 令和5年度英語教育実施状況調査　中学校
中学校卒業段階でCEFR（※2）のA1レベル相当（英検3級など）以上を達成した中学生の割合（※3）　鈴鹿市教育振興基本計画指標 【目標値50.0%】
50.0%【国】 47.7%【県】 **26.5%【市】**

（※1）CAN-DO リスト
学習指導要領に基づき、生徒に求められる英語力を達成するための学習到達目標をリストにしたもの

（※2）CEFR（Common Framework of Reference for Language）
英語をはじめとした外国語の習熟度や運用能力を同一の基準で評価する国際基準
（注）英語能力を測定する試験ではなく英語力の指標

（※3）CEFRのA1レベル相当（英検3級など）以上を達成した中学生の割合
「実際にCEFRのA1レベル相当以上を取得している中学3年生」及び「CEFRのA1レベル相当の英語力を有すると思われる中学3年生」（※4）の割合

（※4）CEFRのA1レベル相当の英語力を有すると思われる中学3年生
実際に外部検定試験の級、スコア等は取得していないが、それに相当する英語力を有していると英語担当教師が判断する生徒

2　英語力向上に向けた取組について

（1） 生徒の英語力向上には、授業における「生徒の言語活動の充実」や「教師の英語使用」等が必要であることから、引き続き、これらを中心とした授業改善を推進します。

（2） 教育振興基本計画期間中の着実な成果を果たすため、計画初年度から様々な方策に着手し、4技能を総合的に育成することにより、英語力向上をめざします。

①**MEXCBT**（文部科学省CBTシステム）の活用 ・・・（別紙1）

主な特徴

- **「話すこと」「書くこと」**を中心とした CBT 問題を100問搭載（令和6年5月）
- 個別最適な学びを通じた英語力の強化
- 「話すこと」「書くこと」のパフォーマンステストとして活用
- 定期テスト等の題材として活用　など

②**英検IBA**（※）の活用 ・・・（別紙2）

市内全ての中学校3年生を対象に、2技能型（**「読むこと」・「聞くこと」**）の英検IBAを実施することで、英語検定級やCEFRレベルなどの客観的な指標に合わせて、**生徒の英語力（育成を目指す資質・能力の習得状況）を客観的に把握**し、**教師の指導イメージ醸成**や**教師と生徒間における学習到達目標を共有**することにより、英語力向上をめざします。

※令和6年度については、次年度からの本格導入に向けた検証事業として、**希望校のみ実施**します。

（※）英検IBA

日本英語検定協会が実施する、学習指導要領に沿った形式で客観的に英語力を測定することができる試験。結果は、技能別のスコアや英検級レベル等で示されるが、**実際の英語検定級の取得とはならない。**

生徒の英語力向上に向けたイメージ図（令和5年度英語教育実施状況調査分析結果参照）

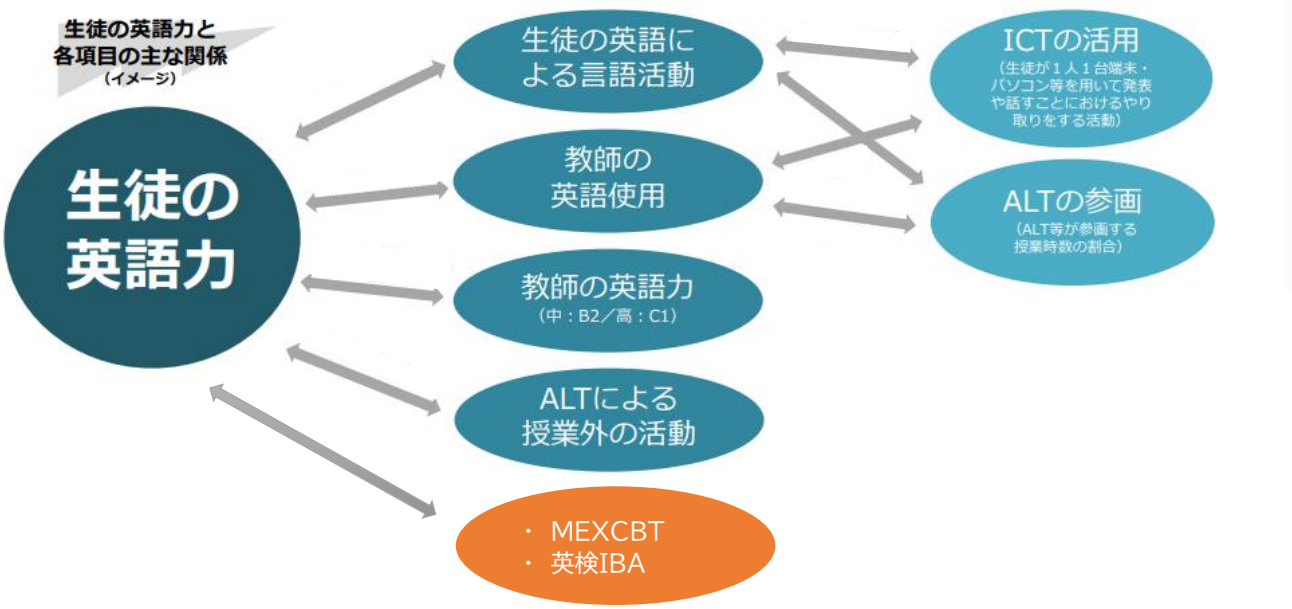

MEXCBTを活用した 英語「話すこと」「書くこと」の力の強化について

目的・特徴
◎英語4技能をバランスよく育成するために、特に課題となっている「話すこと」「書くこと」の力の強化に向けて、CBT 問題を活用して、児童生徒の個別最適な学びや教師の指導の充実を支援。
◎MEXCBT（文部科学省CBTシステム）に、「話すこと」「書くこと」を中心としたCBT問題を搭載。
◎各CBT問題を、国際基準でCEFR（※1）レベルと紐づけ（※2）
（※1）CEFR（Common Framework of Reference for Language）
英語をはじめとした外国語の習熟度や運用能力を同一の基準で評価する国際基準
（注）英語能力を測定する試験ではなく英語力の指標
（※2）外部検定試験のように、CEFRレベルを認定するものではない。

※以下、文部科学省作成資料から抜粋

搭載するCBT問題

○ETS（※）に委託し、「話すこと」「書くこと」を中心としたCBT問題を**１００問（CEFR A1未満～B2レベル相当）**搭載。（問題や解答・解説イメージは別添参照）
（※）ETS Japan 合同会社。TOEFL®, TOEIC®等の外部検定試験を作成している米国ETSの日本法人。

○その他、全国学力・学習状況調査の過去の調査問題や、英語教育関係団体（※）作成の問題も併せて搭載。
（※）ブリティッシュ・カウンシル、日本英語検定協会 協力

活用のメリット

①児童生徒の学習状況に応じた**個別最適な学び**を通じて、「話すこと」「書くこと」の力の強化
・児童生徒の学習状況に応じて、教師が適切なCBT問題を選択し、家庭学習の課題として活用　など

②教師による、児童生徒の**英語力のより客観的な把握**をサポート
・「話すこと」「書くこと」の**パフォーマンステストとして活用**
・定期テスト等の題材として活用　など

③**多彩なテーマや題材を用いた授業づくり**をサポート
・日常的な話題から社会的な話題まで、幅広いテーマや題材を扱ったCBT問題の中から、教師が自由に選択し、授業中に活用　など

MEXCBTに搭載されるCBT問題のイメージ

特徴

問題 教師は、**技能やCEFRレベル**（CEFR A1未満～B2レベル相当）**ごとに問題の選択が可能。**

問題 **多彩なテーマや題材から問題の選択が可能。**
題材例：自分の好きなもの、身の回りの物事、自然科学、歴史 など

解答・解説 **解答内容に応じてCEFRレベルの把握**が可能。

解答・解説 **学習のアドバイス**を参考に、**学習に役立てる**ことが可能。

「話すこと」問題（画面イメージ）

録音は２回まで可能

自分の解答音声を**再生して聞くこと**が可能

「話すこと」解答・解説（画面イメージ）

英語を学習している、**世界の子供たちの解答例**を音声で聞くことが可能

「書くこと」問題（画面イメージ）

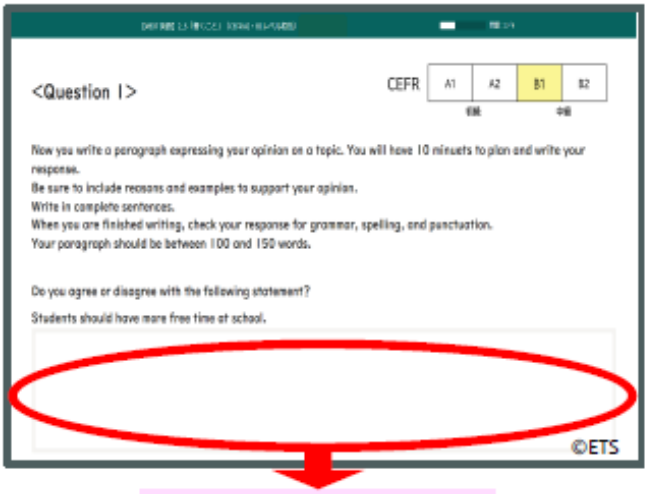

キーボード入力をして解答することが可能

「書くこと」解答・解説（画面イメージ）

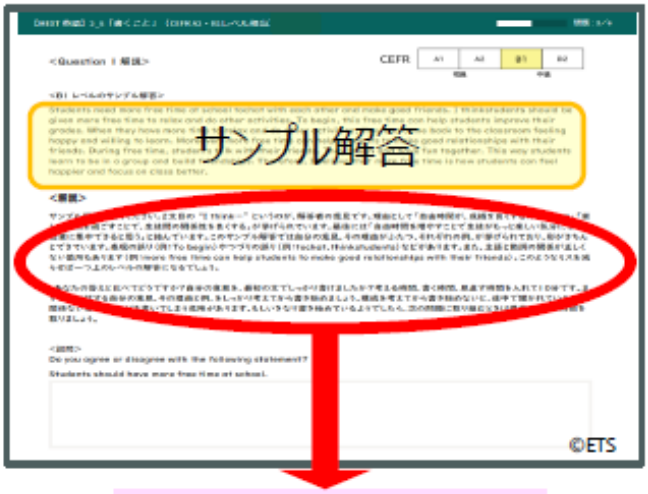

学習のアドバイスを参考に、**学習に役立てる**ことが可能

英検 IBA(Institution Based Assessment)の実施について

1 英検 IBA について

日本英語検定協会が実施する、学習指導要領に沿った形式で客観的に英語力を測定することができる試験。結果は、技能別のスコアや英検級レベル等で示されるが、**実際の英語検定級の取得とはならない。**英語検定級やCEFR(※1)レベルなどの客観的な指標に合わせて、**生徒の英語力(育成を目指す資質・能力の習得状況)を客観的に把握**し、**教師の指導イメージ醸成**や**教師と生徒間における学習到達目標を共有**することにより、英語力向上を目指します。

(※1)CEFR(Common Framework of Reference for Language)
英語をはじめとした外国語の習熟度や運用能力を同一の基準で評価する国際基準
(注)英語能力を測定する試験ではなく英語力の指標

2 英検 IBA の内容及び実施方法等について

実施対象	中学校3年生 ※令和6年度は、次年度、**本格導入に向けた検証事業**として**希望校**で実施
テスト時間	約45分(Reading:25 分 Listening:20分) ※授業1コマで実施
受験方法	出題形式:問題冊子+リスニング CD 解答方式:マークシート形式(ペーパーテスト)
試験レベル	**TEST D(英語検定3級～5級レベル)** 満点スコア:1000点 Reading:35問(500 点) Listening:30問(500 点) 出題合計:65問
成績	・英検 IBA CSE スコア(※2)(1000点満点) (英語検定級レベル判定、CEFR レベル判定)
成績表	団体(学校)・個人成績表
採点処理 等	・全受験者分の答案を一括で日本英語検定協会宛てに返送 ・日本英語検定協会にて採点処理

(※2)英検 IBA CSE スコア
ユニバーサルなスコア尺度 CSE(Common Scale for English)を英検の各級で表記したもの。

3 実施期間 令和6年 11 月1日(金)～令和6年 11 月 22 日(金)
※各校の都合に合わせて、実施日を設定してください。

4 提出文書 【○○中】英検IBA申込書(別紙) ※実施希望校のみ

5 提出期日 令和6年8月 28日(水)

6 提 出 先 鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課 部署メール

【参考資料】 出典:「英検IBA(RL)に係る説明資料」日本英語検定協会作成

英検IBA(RL)について

公益財団法人 日本英語検定協会

● 英検IBA(RL)と中学校指導要領「外国語」との関連性

技能・領域	英検IBAの出題内容			中学校学習指導要領「外国語」の科目別目標
	形式・課題	解答形式	タスクで求められるスキル	求められるスキルとの関連概略
リーディング	短文の語句空所補充	文脈に適切な語句を補う。	日常的な話題に関する簡単な語句や文の理解に必要な語彙・文法知識を活用する。	「読むこと」 ア:日常的な話題について、簡単な語句や文で書かれたものから必要な情報を読み取る。 イ:日常的な話題について、簡単な語句や文で書かれた短い文章の概要を捉える。 ウ:社会的な話題について、簡単な語句や文で書かれた短い文章の要点を捉える。
	会話文の文空所補充	会話文の空所に適切な文や語句を補う。	日常的な話題に関する短い会話文の理解に必要な語彙・文法知識を活用する。	
	長文の内容一致選択	テキストの内容に関する質問に答える。	日常的な話題や社会的な話題に関するテキストを読み、必要な情報、概要や要点を理解する。	
リスニング	会話の内容一致選択	会話の内容に関する質問に答える。(放送回数1回)	日常的な話題に関する会話文を聞き、必要な情報や概要を理解する。	「聞くこと」 ア:はっきりと話されれば、日常的な話題について、必要な情報を聞き取る。 イ:はっきりと話されれば、日常的な話題について、話の概要を捉える。 ウ:はっきりと話されれば、社会的な話題について、短い説明の要点を捉える。
	文の内容一致選択	短い説明の内容に関する質問に答える。(放送回数1回)	日常的な話題や社会的な話題に関する説明を聞き、概要や要点、詳細を理解する。	

英検IBA(RL)について

公益財団法人 日本英語検定協会

● 個人成績表(RL)

（別紙3）

英語力向上に向けて　～生徒一人一人の英語力を客観的に把握し、授業改善に生かすための方策～

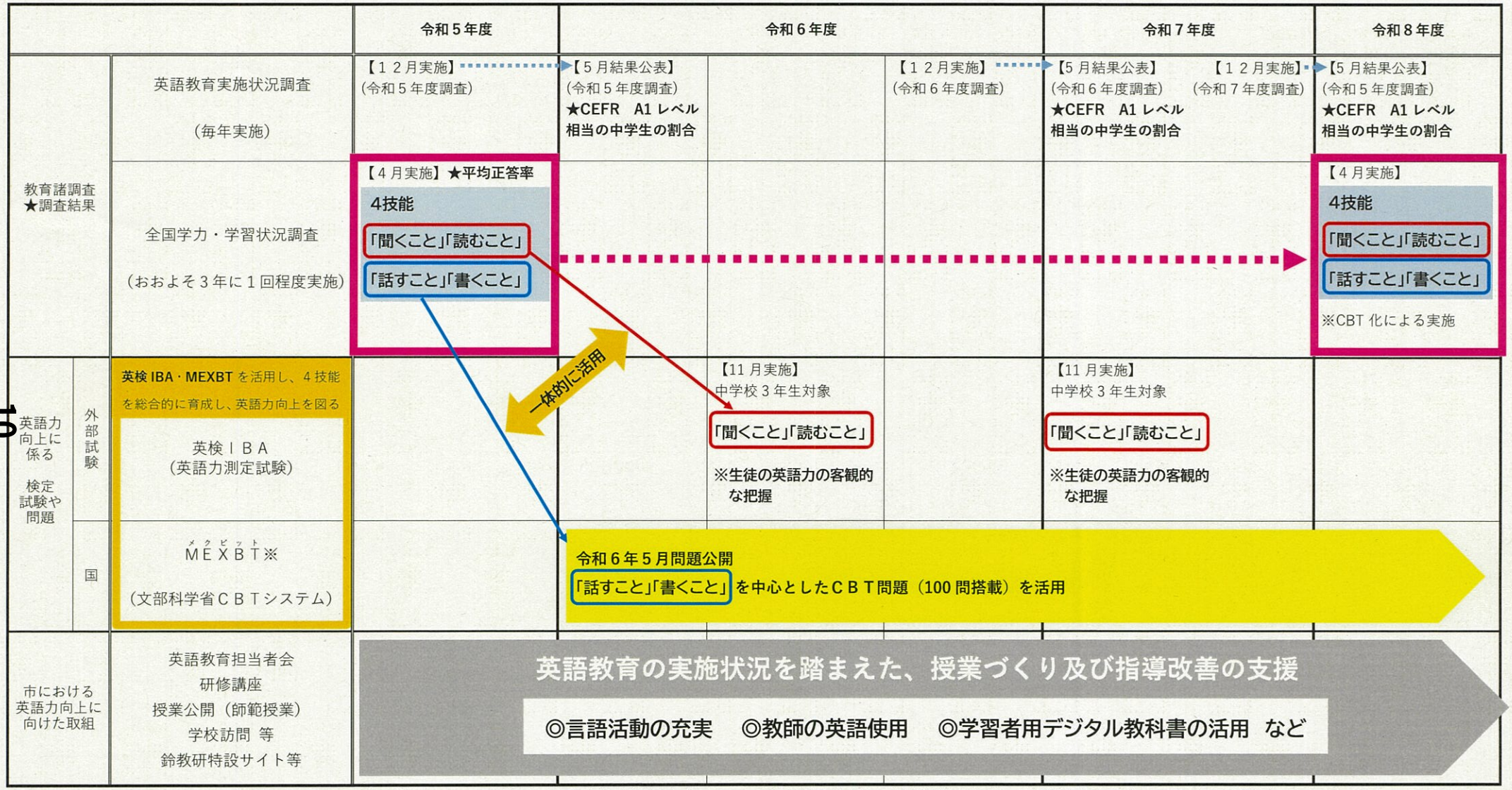

※　GIGA スクール構想により、児童生徒１人１台端末環境が整備されたことを踏まえ、児童生徒が学校や家庭において、国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を活用し、オンライン上で学習等ができるシステム。
CBT（Computer　Based　Testing）

校長会資料

第１回特別支援教育プロジェクト会議まとめ

１　報告事項

（１）本市の特別支援教育の現状

・特別支援学級に在籍している児童生徒の割合は、児童が 6.0%、生徒が 4.3%となっており、増加傾向にある。

・令和６年度から、教育振興基本計画の指標を「全児童生徒において、個別の指導計画を作成している児童生徒の割合」へと変更した。昨年度 7.5%だったが、今年度は 8.5%をめざしていく。

（２）通級指導教室における巡回指導の取組について

・小学校で 12 名、中学校で 10 名に巡回指導を行っている。

・巡回指導１時間（個別指導）及び他校通級指導１時間（小集団学習）、計週２時間の指導により、指導効果を高めることができた。

・巡回指導を受ける児童の中には、不登校傾向にある児童もいるが、自校で指導を受けることが登校契機となることもある。また、マンツーマン指導を行いやすいため、安心して通うことができ、生活リズムを調整することができるようになった。

・通級指導教室が新設された小学校の進学先に通級指導教室が設置されていないため、巡回指導の要望が高まっているが、巡回指導を拡大することが困難な状況にある。担当者の負担も大きいため、進学先の中学校の新設要望を行っていく必要がある。

・特別支援教育コーディネーター会議や研修等による、特別支援教育コーディネーターの資質向上を図る。

（３）新設通級指導教室の状況について

・転籍の必要がないことや保護者によって特別支援学級と比すると受け入れやすいため、支援へとつながりやすい。

・自校通級であるため、在籍学級担任と連携しやすい。授業や部活動におけるトラブルを把握し、学習内容に生かすことができる。

・不適応行動の多かった児童が、通常学級で落ち着いて過ごせるようになってきた。

・通級指導教室の増設要望を行っていく。

・「発達障がい等通級指導教室（小学校）新設マニュアル」を参考にすることで円滑に準備を進めることができたため、今年度は中学校版を作成していく。

・複数人による指導の好事例の共有、通級指導教室の理解を深める取組に係る意見交流等、通級指導教室担当者会議の充実、特別支援教育コーディネーター会議での関係機関への接続について発信を行う。

・児童生徒・保護者が安心して通常学級に学びの場を移すことができるよう、週８時間程度の指導を受けられる体制整備を行っていく。

（４）医療的ケアにおける保護者宛チラシについて

・保護者に実施について理解していただく目的で、周知用チラシを作成

・第２回医療的ケア運営協議会で見直しを図った後、各小中学校に発出予定

（５）就学判定の変更について（学校教育課）

・小中学校における該当児童生徒に対して、就学支援委員会における判定結果の通知文書に、「通級による指導を推奨します。」という一文を加える。

２　協議事項

事例検討（事例検討から考える、学校長、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任等が行う取組・手立て）

・特別支援学級に在籍している中学校 1 年生の生徒から、保護者の「通常学級の学習内容相当分の学力補充を行ってほしい」という要望があった事例の検討を通して、小・中学校の違い、よりよい連携について協議した。

・「進学・就労における各校の現状と役割（教職員向け）」を示した資料、保護者の合意形成を図る上での指標を作成し、小中の連携を強化していく。

３　皇學館大学 渡邉 賢二 教授の助言

・児童生徒の社会的自立をめざして、教育を行っていくことが大切である。

・環境が変化すると、児童生徒の不適応行動も増えている。小学校１、２年生で、学級運営に苦慮されているクラスが増加している。以前はなかった、最近の動向である。

・就学前施設からの引継ぎが十分でない場合もある。

・小学校は座学が増えるため、児童のストレスも大きくなる。１年生の学級担任の力量が必要となる。

・**特別支援学級担任のみではなく、全ての通常学級の担任に、特別支援教育の知識とともに、個別に支援を行うスキル、集団をまとめていくスキルの両方が必要な時代となっている。**

・**ソーシャルスキルトレーニングは、学年が小さければ小さいほど、効果が高まる。**通常学級、特別支援学級全ての学級で、ソーシャルスキルを身に付ける取組を行っていく必要がある。朝の会や帰りの会等、短時間で行えることを、取り入れていくとよい。

（特別支援教育プロジェクト会議　事例検討資料）

Ａ中学校

（ア）学校の現状

・特別支援学級数２学級
（知的１学級、自閉・情緒１学級）
・生徒数１０名
（知的６名、自閉・情緒４名）

（イ）指導の様子

・生徒の進路希望を踏まえ、それぞれ特別支援学級で学習している。
・週時数　９～１６時間
・週１時間の自立活動を行っている。
・特別支援学級担任以外の教員も、指導を行っている。

（ウ）１年生の保護者の要望

・県立高等学校への進学を希望しているため、特別支援学級で通常学級での学習内容相当分の学力補充を行ってほしい。
・小学校の担任に、「特別支援学級に入級すると、個別に学習指導してもらえる。」と聞いている。
・中学校では通常学級に学びの場を移すことを提案されたが、手厚い支援を受けたいため、特別支援学級に在籍したまま、学力補充を行ってほしい。

〇学校長、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任等、それぞれの立場で、どのような取組・手立てを行うとよいでしょうか。

【学校長】

【特別支援教育コーディネーター】

【特別支援学級担任】

鈴教指第１３０４号
令和６年　８　月　　日

（宛先）各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

通級指導教室の公開授業について

全国的に特別な支援を必要とする子どもたちが増加しており、本市でも同じような状況にあることから、教職員の特別支援教育に関する研鑽等の重要性を鑑み、下記のとおり実施します。

つきましては、貴校教職員に周知いただくとともに、積極的に参加していただきますよう、お願いします。

記

１　目　　的

通級指導教室での指導内容を参観し、児童生徒の様子を把握するとともに、在籍校・在籍学級での指導に生かす。

２　参加対象

市内公立小中学校の教職員

（通級指導教室に通級している児童生徒の在籍校の教職員は可能な限り参加する）

３　実施場所

（１）石薬師小学校、玉垣小学校、千代崎中学校　・・・　言語通級指導教室

（２）神戸小学校、飯野小学校、稲生小学校、白子小学校、旭が丘小学校、
神戸中学校、創徳中学校、白鳥中学校　　・・・　発達障がい等通級指導教室

４　実施期間

令和６年９月９日（月）～令和６年12月６日（金）

令和７年１月14日（火）～令和７年３月７日（金）

５　参加申込方法

各教室に直接電話

６　　送付文書

（１）別紙１：通級指導教室公開授業の申込みについて

（２）別紙２：鈴鹿市内通級指導教室の御案内

【事務担当】　鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課指導Ｇ　井村　朋美
TEL：059-382-9028　E-Mail：kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

別紙１

令和6年度版

【　通級指導教室公開授業の申込みについて　】

共通事項

① 在籍校以外の方も参観可能です。特別支援教育の研修の機会として、積極的に活用してください。
② 参観日程は、実施期間中の児童生徒の通級時間とします。
③ 参観申込み・欠席連絡等は、２週間前までに各通級指導教室まで直接電話で連絡してください。

【小学校】

【石薬師小学校：言語通級指導教室（ことばの教室）】
電話：059-374-1028

【玉垣小学校：言語通級指導教室（ことばの教室）】
電話：059-382-0269

【旭が丘小学校：発達障がい等通級指導教室（のびのび教室）】
電話：059-386-0012

【神戸小学校：発達障がい等通級指導教室（すくすくルーム）】
電話：059-382-1181（直通）

【飯野小学校：発達障がい等通級指導教室（わくわく教室）】
電話：059-382-1020

【稲生小学校：発達障がい等通級指導教室（にこにこ教室）】
電話：059-386-0307

【白子小学校：発達障がい等通級指導教室（スマイル教室）】
電話：059-386-0039

【中学校】

【千代崎中学校：言語通級指導教室（ことばの教室）】
電話：059-382-0125

【創徳中学校：発達障がい等通級指導教室（きらっとルーム創徳）】
電話：059-382-5205

【神戸中学校：発達障がい等通級指導教室（きらっとルーム神戸）】
電話：059-382-0305

【白鳥中学校：発達障がい等通級指導教室（きらっとルーム白鳥）】
電話：059-378-0046

お子さまとの関わりの中で，次のようなことを感じたことはありませんか？ 通級指導教室は、このような点で困っているお子さまの相談や指導をしています。

言語通級指導教室

【玉垣小学校、石薬師小学校、千代崎中学校】
ことばの教室　ことばの教室　ことばの教室

〇正しく発音することが難しい。
〇ことばを覚えまちがう。ことばが少ない。
〇話す中で、引きのばし、くり返し、つまりがみられる。　など

発達障がい等通級指導教室

【神戸小学校、飯野小学校、稲生小学校、
すくすくルーム　わくわく教室　にこにこ教室
旭が丘小学校、白子小学校
のびのび教室　スマイル教室
創徳中学校、神戸中学校、白鳥中学校】
きらっとルーム創徳　きらっとルーム神戸　きらっとルーム白鳥

〇落ち着きなく動き回り、集団行動が苦手である。
〇友だちとのコミュニケーションがうまくとれない。
〇こだわりが強く、新しいことに取り組むのが苦手である。
〇学習の中で、得意なことと苦手なことの差が激しく、進路に不安を持っている。
〇書いた文字が枠からはみ出る。文字の形を捉えにくい。　など

･･･費用について･･･

通級指導に関わる
特別な費用はかかりません。

･･･入級手続き等について･･･

相談につきましては、在籍している小･中学校に、お問い合わせください。

別紙２

鈴鹿市内 通級指導教室 の御案内

通級指導教室とは…

ふだんは、それぞれが在籍する小･中学校(通常の学級)で授業を受けていますが、それぞれのニーズに応じて、決まった曜日･時間帯に個別指導等を受けることができるシステムです。

鈴鹿市教育委員会

・・・このような形で指導しています・・・

○個別支援・集団 SST

（ソーシャルスキルトレーニング）

一人ひとりの子どもの様子や課題は異なりますので、一対一の個別指導又は小集団による指導を行います。

○保護者との話合い

子どもが、それぞれのもてる力を発揮することができるように、望ましい関わり方などについて、保護者の方々と共に考えたり、話し合ったりします。

○在籍校との連携

通常の学級において、子どもが、より力を発揮することができるように、在籍校の特別支援教育コーディネーターや担任と連携を取り合います。

○専門機関との連携

指導の効果を高めるため、状況に応じて専門の医療機関や関係諸機関(聾学校、かがやき特別支援学校あすなろ分校、子ども家庭支援課等)との連携を取り合います。

○指導時間・指導回数

指導時間や指導回数などは、子どもの状態に応じて異なりますが、週1～2回の通級が主となっています。時間は 1 回当たり小学生45分～、中学生50分～です。

○保護者の付添い（他校通級の場合）

通級する際の事故防止と支援内容について御理解いただくため、保護者の付添いをお願いします。ただし、中学生は、保護者の同意の下、本人のみ通うこともできます。

通級指導教室一覧

種別	学校名（名称）	所 在 地	電話（ＦＡＸ）
言語	玉垣小学校(ことばの教室)	〒513-0813 北玉垣町 947	059-382-0269 (059-383-2191)
	石薬師小学校(ことばの教室)	〒513-0012 石薬師町 1713	059-374-1028 (059-374-1057)
	千代崎中学校(ことばの教室)	〒513-0814 東玉垣町 2863	059-382-0125 (059-382-1915)
発達障がい 等	神戸小学校(すくすくルーム)	〒513-0801 神戸 2-12-10	059-382-1181 (059-382-1078) ↑直通
	飯野小学校(わくわく教室)	〒513-0804 三日市南 2-1-7	059-382-1020 (059-382-1754)
	稲生小学校(にこにこ教室)	〒510-0205 稲生3丁目 10-1	059-386-0307 (059-386-0044)
	旭が丘小学校(のびのび教室)	〒510-0211 東旭が丘 5-3-18	059-386-0012 (059-387-0895)
	白子小学校(スマイル教室)	〒510-0243 白子1丁目 12－12	059-386-0039 (059-387-3777)
	創徳中学校 (きらっとルーム創徳)	〒513-0803 三日市町 1803-8	059-382-5205 (059-382-5720)
	神戸中学校 (きらっとルーム神戸)	〒513-0038 十宮町 1335	059-382-0305 (059-382-3757)
	白鳥中学校(きらっとルーム白鳥)	〒513-0004 加佐登3丁目 1-1	059-378-0046 (059-378-0498)

校長会資料

読書活動に係る１学期の振り返り及び読書週間に向けて

（１）１学期の平均貸出冊数

１学期平均貸出冊数／１人当たり　（学校図書システムより）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	前年度比
小学校	13.9 冊	17.2 冊	17.0 冊	▲0.2 冊
中学校	1.6 冊	1.8 冊	1.6 冊	▲0.2 冊

小学校・中学校とも減少傾向

（参考）令和５年度年間平均貸出冊数

小学校　45.4 冊／１人当たり　中学校　3.9 冊／１人当たり

（２）第７７回読書週間に向けて

①市立図書館との連携イベントⅠ「読書ノート（秋の読書週間スタンプラリー）」

読書ノート

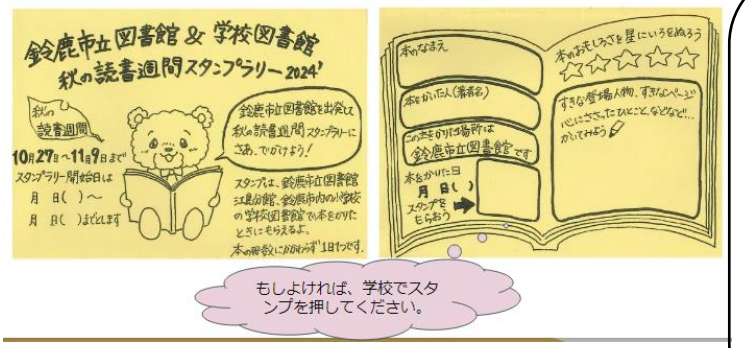

取組方法

市立図書館で本を借りる
↓
読書ノートを受け取る
↓
市立図書館や学校図書館で借りた本、自分で購入した本等で読書をする
↓
終了後、市立図書館に最後のページを提出する

②市立図書館との連携イベントⅡ「中学校　推し本イベント」

中学校　推し本イベント

取組方法

市立図書館の本棚を使って、学校の推し本をアピールする

・委員会、学級、部活動等で、推し本を集める
・飾りや POP を作成する

※詳細は後日学校宛に送付します。

（３）学校図書館を活用した授業実践と書籍の貸出について

大人になっても忘れたくない　いもとようこ世界の名作絵本
Ａ・Ｂ・Ｃセット

（４）その他

①鈴鹿市中学生ビブリオバトル・・・１２月　７日（土）

中学生ビブリオバトル県大会・・・１２月２７日（金）

②中学校電子図書館の活用をお願いします。

校長会資料

令和6年度鈴鹿市立幼稚園の修了証書授与式
及び鈴鹿市立小中学校の卒業証書授与式について

1　幼稚園

（1）修了証書授与式期日

令和７年３月２４日（月）午前１０時

（2）会場

各幼稚園

2　小学校

（1）卒業証書授与式期日

令和７年３月１９日（水）午前１０時

（2）会場

各小学校

3　中学校

（1）卒業証書授与式期日

令和７年３月６日（木）午前１０時

（2）会場

各中学校

4　備　考

開式時刻については，一部の幼稚園・小中学校で変更となる場合があります。

8月校長会資料

第1回鈴鹿市日本語教育支援プロジェクト会議について

1　開催日　令和６年７月５日（金）　教育委員会室

2　構成メンバー

牧田小学校長、河曲小学校長、神戸中学校長、
伊藤教諭（桜島小）、谷川教諭（白子中）、
教育長、次長、参事、学校教育課長、教育指導課長、教育支援課長

3　今年度の重点取組・・・ポンチ絵参照

「在籍学校における日本語支援の充実」

○プロジェクト参加校の授業実践
プロジェクト参加校において、在籍学級の担任、または教科担任が国際教室担当と連携し、日本語支援の視点を取り入れた授業を実践する。
実践する授業は小学校では算数、中学校では数学を中心に行う。

○「在籍学級での日本語支援ハンドブック」の作成、検討
プロジェクト校での授業実践をまとめ、ハンドブックを作成し、市内の学校で活用できるようにする。

4　プロジェクト会議で出された意見、確認された内容

①在籍学級で勉強している算数や社会では、それぞれの教科ならではの用語が、難しくて理解ができないことが多い。初期の子たちが、自分が学習している学年より下の学年の国語や漢字をやっているため、教科書を見るだけでもつまずきがある。板書を写すので大変なこともある。
算数はルビつきの教科書を印刷し、子どもたちに配布している。在籍学級でもどんなふうに支援ができるかっていうのは、課題だと思っている。

②在籍学級の担任の先生と国際教室の担当の先生との連携が大切。

③外国人教育指導助手等に授業支援をしてもらうとは非常に効果的。外国人教育指導助手等が派遣された際に、授業支援をどのようにしてもらうかということを先生方に伝えることも大切。

④授業実践の単元・領域は、小学校では図形、中学校では関数の領域で行う。

８月校長会資料

令和６年度の重点取組について

本市の日本語教育でめざす姿

外国につながる児童生徒
・「わかった、できた」を実感し、児童生徒が主体的に学ぶ
・夢をもち、次の進路に向かって取り組む

教員
・どの学校においても、一定の日本語支援が行える
・通訳者や日本語教育担当者との連携を密に行える

重点取組：在籍学級における日本語支援の充実

取組②:「在籍学級における日本語支援ハンドブック」の作成

日本語教育支援プロジェクト会議
教育長・次長・参事
代表校校長
日本語教育担当者
教育委員会事務局

プロジェクトでの意見をもとに

1年目：各校での現状と課題の共有
原案を作成・提案（教育支援課）
2年目：原案を基に国際教室のない学校で取組を推進
3年目：市内へ共有

<ハンドブックの内容>
①在籍学級で日本語支援をする際に大切な視点
②国際教室担当者との連携
③「JSL５支援」での実践例
④在籍学級での日本語支援を考える際に使えるサイト・書籍集

プロジェクト校との
実践をもとに

取組①：プロジェクト参加校との授業実践（算数・数学）

学校

教職員間での児童生徒の理解の深まり
国際教室担当者の日本語指導力共有

国際教室担当者
日本語教育担当者

連携

在籍学級担任
教科担任

●対象児童生徒の課題把握
国際教室での学びの共有
○対象児童生徒の予想されるつまずきの共有
●日本語指導力の共有
○事前学習でおさえる内容の確認→実施

●対象児童生徒の決定
（バンドスケール３～５の児童生徒）
○在籍学級での単元計画の情報交換
本単元でおさえたい用語の確認
●「JSL５支援」の視点を用いた支援方法の提案
（理解支援・表現支援）
○国際教室での事前学習、通訳等の支援の確認

授業実施へ

情報共有や授業計画、
授業実践の際に参加し、
授業を作っていく。

教育支援課
日本語教育コーディネーター

大切なこと
個別対応ではなく、
①授業内容がわかる
②友だちの意見や考えがわかる
③自分の考えをクラスの仲間に伝えられる
ようにするための手立てを行う

学校で児童生徒が主体的に学び、自分の進路に向かって進めるよう、
学校全体で日本語支援を行う必要性

本市の現状と課題

外国につながる児童生徒
・市内の外国につながる児童生徒の割合 5.3%
市内 40 校中 36 校に在籍（R6.6.1 現在）
・高校進学率の低下
・不登校傾向にある児童生徒
・在籍学級で学習する児童生徒の算数・数学の得点率の伸び悩み
（R5 学力学習状況調査より）

教員
・国際教室のない学校に外国につながる児童生徒が在籍
・算数、数学は、国際教室のある学校でも基本的に在籍学級で授業を行っており、対象児童生徒のつまずきを把握したり、支援方法に難しさを感じたりする教員が多い
・通訳者や日本語教育担当者とどのように連携をしていけばよいか悩む教員もいる

2024（令和６）年度　鈴鹿市人権教育センター事業

教職員のための「人権スクール講座」の案内

鈴鹿市人権教育センターでは、現場教職員等からの要望も受け、より深く人権教育を学ぶ機会を設定いたしました。グループワーク等を取り入れながら対面での講座を実施し、自らの人権感覚の向上や人権教育の実践等につなげていただきたいと思います。任意の参加ですが、どの講座もすべての教職員を対象としています。

第１回　９月26日（木）
16:00-17:00

「部落問題学習を
日常生活とつなげて考える」

講師：人権教育ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ 西　繁さん

私たちの生活にある部落問題に関わる事象や部落史等を通し、様々な教育活動でどんな力を育むのか等を考え合います。

第２回　10月25日（金）
16:00-17:00

「子どもたちが思いを
綴ることから始まる仲間づくり」

講師：センター職員 原　裕さん

子どもたちは書くことを通して自分を見つめ、仲間と出会っていきます。何をどのように綴るのか、綴りを仲間づくりと人権学習にどう活かすのか学び合います。

第３回　11月12日（火）
16:00-17:00

「外国にルーツのある子どもの
置かれた状況と関わり方」

講師：人権教育ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ　臼杵　伸子さん

三重県在日外国人教育研究会にも所属している講師に、子どもたちが自分らしく過ごせるための教育活動をどう進めるか等の話を聞き、自らの実践や関わり方を振り返り、交流し合います。

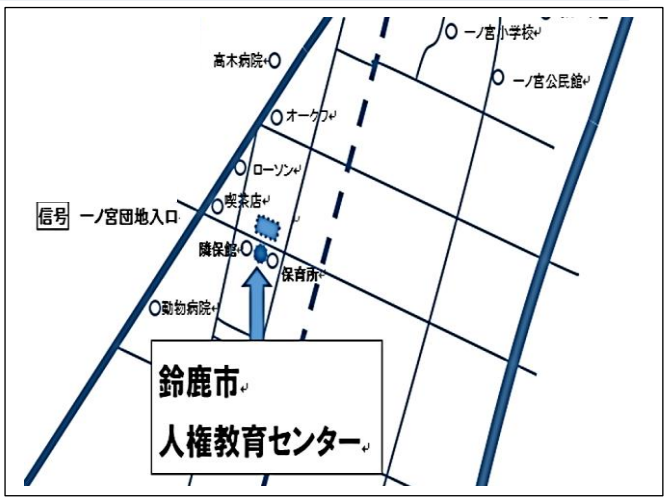

＊申込みは、別添用紙にてお願いします。
＊会場は鈴鹿市人権教育センター隣接の「一ノ宮団地隣保館２F」です。

●お問い合わせ●
鈴鹿市人権教育センター
萩　宗典・前田　光彦
TEL ： 059-384-7411　FAX ： 059-384-7412
E-mail ： kyoikushien@city.suzuka.lg.jp

8月校長会資料

【別添】　教職員のための「人権スクール講座」申し込みFAX用紙

鈴鹿市人権教育センター 宛　　（　　）
学校

名前	担当学年・教科・分掌等	第1回	第2回	第3回

＊学校長の確認の上、別添FAX用紙に必要事項を記入し、人権教育センターに送付してください。各講座実施の１週間前を締切とします。申し込み後、欠席の場合はご連絡ください。

＊参加希望の回に〇をつけてください。

＊講座の参加人数が増えた場合、会場を変更することもあります。改めてご連絡いたします。

●お問い合わせ●
鈴鹿市人権教育センター　萩　宗典・前田　光彦
TEL : 059-384-7411　　FAX : 059-384-7412
E-mail : kyoikushien@city.suzuka.lg.jp

自殺予防について

8月校長会資料

１．　児童生徒の自殺予防に係る取組ついて（文科省通知抜粋　令和６年7月１２日付）

令和５年の児童生徒の自殺者数は５１３人で、前年（５１４人）と同様に、大変憂慮すべき状況にあります。また、令和６年の児童生徒の自殺者数は、１月から５月までの暫定値で計１８２人（令和５年同期間：１８６人）という状況にあります。18歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて増加する傾向があり、9月1日に児童生徒の自殺者が顕著に多いデータもあるほか、令和5年は、8月～10月にかけて自殺者数が多い傾向にありました。これらの時期にかけて、学校として、児童生徒の自殺予防について組織体制を整え、取組を強化することは、児童生徒の尊い命を救うことにつながります。

これらのことを踏まえ、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、児童生徒の尊い命を救うため、自殺予防の取組に全力で取り組んでいただくようお願いします。

令和5年も児童生徒の自殺の原因、動機として、学校問題のうち、約6割が学業不振や入試・進路に関する悩みであることが分かっており、長期休業において進路等を検討する児童生徒もいると考えられ、進路指導の充実や見守り活動を丁寧に実施していただくようお願いします。

児童生徒のSOSを早期に把握し、適切な支援につなげることが重要であり、文部科学省において1人1台端末等を活用して、無償・有償で利用できる児童生徒の心身の状況把握や教育相談システムを整理するとともに、Googleフォームを活用して、同様のアンケートフォームを作成することも有効な方策の一つです。それらの資料も活用しつつSOSの早期把握について積極的に取り組んでいただくようお願いします。

２．学校における自殺予防に向けた取組

（１）一学期に欠席が多かった児童生徒への電話や家庭訪問等の実施
（２）一学期いじめアンケートを見直し、気になる児童生徒への電話や家庭訪問等の実施
（３）児童生徒及び保護者へのいじめ、不登校、悩み等の相談窓口の周知
（４）悩みや困難を抱える児童生徒の早期発見のためのアンケート調査や教育相談、家庭訪問等の実施
（５）児童生徒の状況を的確に把握するための細やかな健康観察や健康相談等の実施
（６）スクールカウンセラー等による支援を行うなど、心の健康問題への適切な対応
（７）学校いじめ防止対策基本方針に従った取組の推進
（８）保護者に対する家庭における見守りの促進と学校の相談窓口の周知

令和6年度自殺対策啓発事業
クリアファイル（鈴鹿市作）

※中学１年生に配布済

３．児童生徒の自殺予防に関するマニュアル・手引き・学習

【参考資料】

○「子供に伝えたい自殺予防ー学校における自殺予防教育導入の手引ー」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351873.htm

○「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm

○「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2016/11/11/1304244_01.pdf

○小学生用啓発教材「わたしの健康」，中学生用啓発教材「かけがえのない自分　かけがえのない健康」，高校生用啓発教材「健康な生活を送るために」
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353636.htm

8月校長会資料

鈴 教 支 第 ９６０号
令 和 ６年８月１９日

（宛先）各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局
教育支援課長

児童生徒に対する登下校時等の交通安全指導の強化について（通知）

1学期終業式の前日、鈴鹿市内で下校途中の中学生が、自転車で交差点を横断中に重大な事故に遭うという事案が発生しました。

今年度1学期には、例年以上に市内の児童生徒の交通事故が発生しており、交通安全担当者会や通知等により注意喚起をさせていただいております。

各学校におかれましては、2学期のスタートを目前に控え、重大事故を未然に防ぎ、児童生徒の身体と命を守るために、今一度、交通安全指導の徹底に努めていただけますようお願いいたします。これを踏まえ、以下の点につきまして、児童生徒への具体的な注意・指導や学校体制の再確認をお願いいたします。

□交通安全指導の重点項目
・自転車乗車時はヘルメットを着用すること。
・登下校時は、必ず通学路を通ること。
・交差点や道路を横断する際は、必ず一旦停止し、左右の確認を行い、決して飛び出さないこと。
・自転車は車両として、道路交通法に則った運転が課せられていること。
・日頃から、危険を察知し、事故回避の行動に努めること。

□保護者や地域との連携
・PTA との連携を図るとともに、「見守り隊」等のボランティア及び学校運営協議会とも連携を図り、可能な範囲で日常的な協力を依頼する。

なお、6、7月までに各校で行っていただいた校区内の危険箇所等に関しても、教職員間で情報共有していただきますとともに、気になる箇所につきましては、可能な範囲で子どもたちの登下校の状況をご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

校長会資料

学校における働き方改革

1　時間外労働の状況

（１）月45時間以上80時間未満の教職員数

（単位：人）

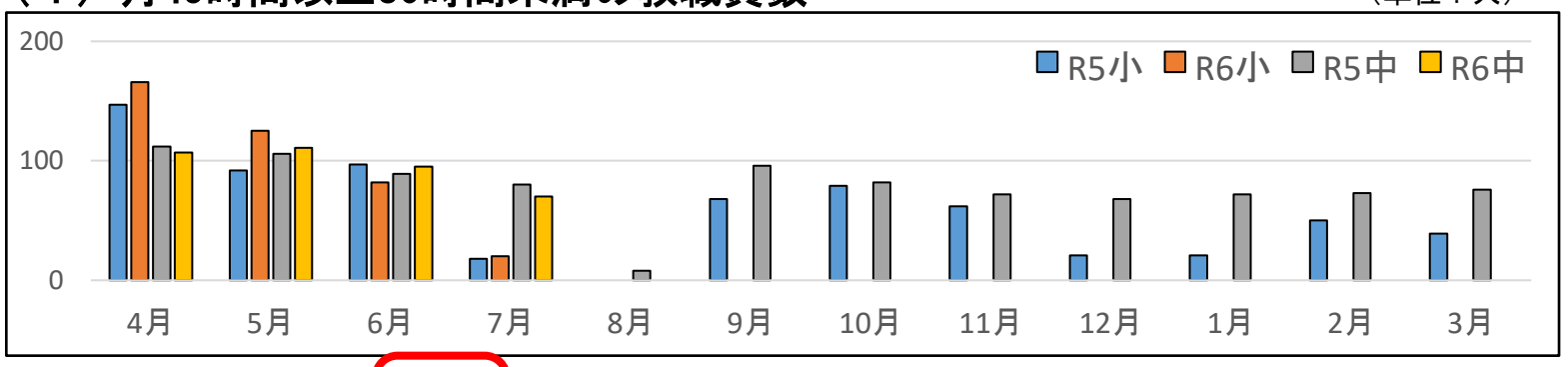

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R5小	147	92	97	18	0	68	79	62	21	21	50	39
R6小	166	125	82	20								
R5中	112	106	89	80	8	96	82	72	68	72	73	76
R6中	107	111	95	70								

（２）月80時間以上の教職員数

（単位：人）

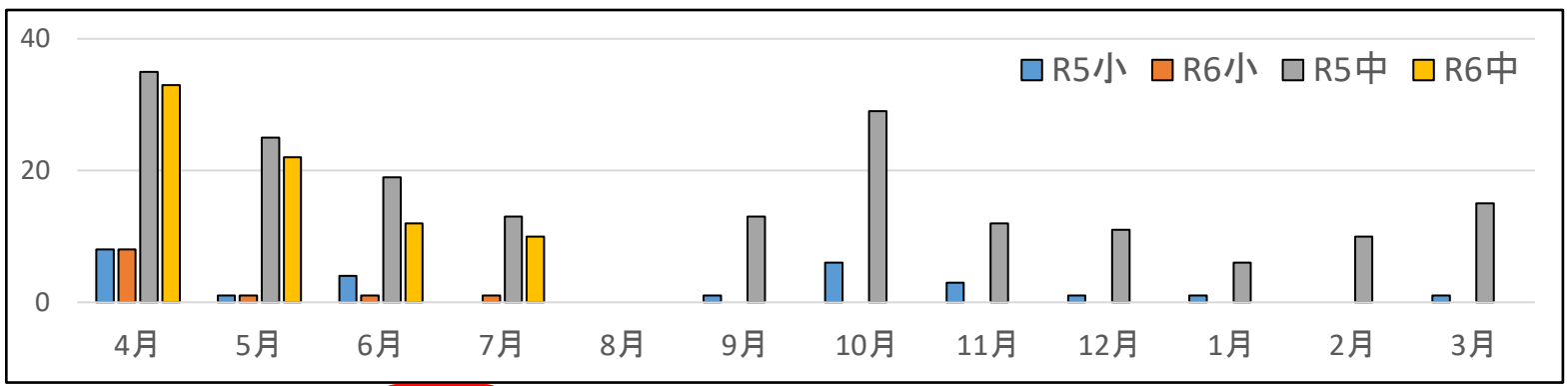

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R5小	8	1	4	0	0	1	6	3	1	1	0	1
R6小	8	1	1	1								
R5中	35	25	19	13	0	13	29	12	11	6	10	15
R6中	33	22	12	10								

（３）Ｒ６　６月の取組状況　　●：課題　○：成果が見られた取組例

〈小学校〉

- ● 教材研究・授業準備　→　初任者の提案授業の準備に時間を要した。
- ● 問題行動への対応　→　時間外に対応することが多かった。家庭連絡後、折り返しを待つために待機していた。
- ○ 教材研究・授業準備　→　初任者の提案授業に係る資料を簡略化した。
- ○ 問題行動への対応　→　時間を決め、それ以降は電話対応しないようにした。

〈中学校〉

- ● 問題行動への対応　→　学年主任や生指担当として複数体制で対応に当たった。
- ● 部活動指導　→　大会等の係業務または引率業務に時間を要した。
- ● 教材研究・授業準備　→　授業で活用する資料作成等における個人的なこだわり。
- ○ 分掌業務　→　勤務時間外に新たな業務の依頼や相談をしない。
- ○ その他　→　職免についての再確認や再指導を行うことで、時間外労働や優先順位への意識を高めた。

2　２学期以降の取組について

○　教職員用ポスターの掲示（別紙）

○　市内一斉定時退校日の設定

１０月９日　１２月４日　１月１５日　※鈴教研班研修実施予定日

○　学校における働き方改革の取組を市webサイトで周知

校長会資料

学校における働き方改革

働き方を見直す「4つ」のカギ

「意識改革」

- ○声の掛け合い
- ○共通取組の徹底
- ○行事・業務の見直し

Keep smiling!
Enrich Your Life!

「時間活用」

- ○業務終了時刻の設定
- ○会議等の開催日・時間の見直し

「教育DX」

- ○デジタル教科書の活用
- ○教材・資料・情報共有等のデジタル化

「部活動」

- ○部活動ガイドラインの順守
- ○地域人材の活用
- ○指導体制の見直し

先生の笑顔が、子どもたちの笑顔につながります。

鈴鹿市教育委員会

セルフストレスチェック

年　　月　　日

名前（　　）

1　現在の時間外労働時間

2　勤務時間外に行う業務

□ 学級経営に関すること　□ 教材研究・授業準備　□ テスト作成・採点業務

□ 不登校対応　□ 学校行事に関すること　□ 問題行動への対応

□ 保護者対応　□ 分掌業務　□ 部活動指導　□ 会議・打合せ

□ 調査報告　□ その他　（　　）

3　体調等について

（1）	体の調子がよくない	□ ほとんどない	□ 時々ある	□ よくある
（2）	以前より疲れやすい	□ ほとんどない	□ 時々ある	□ よくある
（3）	食欲がないと感じる	□ ほとんどない	□ 時々ある	□ よくある
（4）	睡眠時間が確保できない	□ ほとんどない	□ 時々ある	□ よくある
（5）	業務に集中できない	□ ほとんどない	□ 時々ある	□ よくある
（6）	授業中にイライラする	□ ほとんどない	□ 時々ある	□ よくある
（7）	決めた時間に退勤できない	□ ほとんどない	□ 時々ある	□ よくある
（8）	周りとコミュニケーションがとれない	□ ほとんどない	□ 時々ある	□ よくある
（9）	勤務外でもリラックスできない	□ ほとんどない	□ 時々ある	□ よくある

4　ストレスを解消する方法やリフレッシュの方法

5　相談・面談の希望　□ 希望する　□ 希望しない

メンタル相談のお知らせ

産業医面談

◆産業医による面談。
◆面談無料。

各学校で入力してください。

産業医：〇〇病院　〇〇先生

申込先：各学校の校長
対象者：学校に勤務する全教職員

Web 相談（こころの相談）

◆臨床心理士による個別相談。
◆Web 上で 24 時間受付。
◆相談無料

申込先：https://www.mh-c.jp/
（ログイン番号 783269）
問合先：公立学校共済
対象者：公立学校共済組合員及び被扶養者

LINE を使ったメンタルヘルス相談

◆公認心理士・臨床心理士等による相談。
◆相談無料。

相談受付：土・日・月曜日
18：00～22：00
問合先：公立学校共済
対象者：公立学校共済組合員

電話・面談メンタルヘルス相談

◆臨床心理士による相談。
◆通話料無料。
◆面談は予約制で５回まで無料。

電話相談：月～土曜日 10：00～22：00
面談　　：月～土曜日 10：00～20：00
申込先：０８００－７００－５６８０
問合先：公立学校共済
対象者：公立学校共済組合員及び被扶養者

教職員電話 健康相談 24

◆24 時間 365 日体制の電話相談。
◆通話料無料。

申込先：０８００－７７７－８３４９
問合先：公立学校共済
対象者：公立学校共済組合員及び被扶養者

メンタルヘルスカウンセリング

◆臨床心理士による相談。
◆匿名可。
◆予約制。相談無料。

申込先：０５９－２２４－２９３９
問合先：三重県教育委員会事務局
福利・給与課　福利健康班
場　所：各学校、庁舎など
対象者：公立学校教職員

教職員のハラスメント防止について

これまで児童生徒及び保護者、地域から信頼される学校づくりに向け、様々な機会を通じ繰り返し教職員への徹底をお願いしています。２学期を迎えるにあたり、改めてすべての教職員に対して、特に以下のハラスメント防止について自覚を促し、コンプライアンス意識の醸成を図っていただくようお願いします。

１　セクシュアル・ハラスメント

（１）定義

他の者を不快にさせる職場（通常勤務している学校施設以外の場所も含まれる。例えば出張先、児童生徒を引率中の車中や宿舎、家庭訪問先等）における性的な言動及び他の教職員等や児童生徒・保護者を不快にさせる職場外における性的な言動のこと。そうした言動により職場環境や教育環境を害すること及びそうした言動への対応によって就労上や修学上の不利益を与えること。

（２）処分事例

【事例①】
勤務する学校に在籍していた生徒に好意を抱き、生徒が卒業した後まで、拒否しているにもかかわらずメールを送り続け、生徒に強い不快感を抱かせた。

【事例②】
車内において、他校に在籍する生徒の手を握り、右手の甲にキスをする行為を２回行った。このことにより、恐怖感と嫌悪感を抱かせ、心的ストレスにより、精神的に不安定な状態に陥らせた。

（３）セクシュアル・ハラスメント防止策

① 職務に関係のない私的なＳＮＳ等によるやりとりを絶対に行わないこと。
② 親しみを込めた表現や励ましであっても、相手が不快に感じれば、セクシュアル・ハラスメントに該当することを理解すること。
③ セクシュアル・ハラスメントの受け止め方は、個人差などがあることを理解すること。
④ 児童生徒への指導を行う場合は、できる限り複数で対応すること。
⑤ 教職員間の関係性を高め、特定の児童生徒との接し方が他と異なるなど、何かに気づいた場合は、躊躇することなく指摘すること。
⑥ 相談しやすい体制を整備すること。

２　パワー・ハラスメント

（１）定義

職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、教職員等に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、教職員等の人格若しくは尊厳を害し、又は教職員等の職場環境を害すること。

（２）処分事例

【事例①】
　教諭は、新規採用者の指導力を伸ばすため、大声で怒鳴るなどの叱責を継続的に行った。また、生徒や他の教員の前で人格を否定する発言を度々行った。

【事例②】
　校長は、４月にわたり勤務する学校の教諭に対し、担任する児童の前で不適切な言葉で叱責を繰り返し、精神的な苦痛を与えた。

（３）パワー・ハラスメント防止策

① 日常からコミュニケーションを大切にし、指導や助言にあたっても誤解や行き違いが生じないように留意すること。
② 相手の能力や性格を考慮し、仕事そのものについての姿勢や進め方など具体的に改善すべき点について指導すること。
③ 教職員一人ひとりが、お互いの人格を尊重し、働きやすい職場づくりのために、普段からコミュニケーションを大切にし、風通しのよい職場とすること。
④ 相手が職場の人間関係等を考え、拒否や抗議をすることができないなど相手からいつも明確な意思表示があるとは限らないことを認識しておくこと。
⑤ 教職員が一人で悩みを抱え込むことがないよう、周囲の教職員は積極的に声かけをするとともに、その状況を管理職や相談窓口等に相談すること。

３　ハラスメントに関する相談への対応

（１）教職員等及び児童生徒・保護者からのハラスメントに関する相談に対応するため、相談窓口を設置する。
（２）相談を受ける教職員等は、相談者の意思を尊重したうえで、当該相談に係る問題の事実関係の確認及び当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努める。
（３）相談を受ける教職員等は、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守する。
（４）教職員等のハラスメントに対する相談の申出、当該相談等に係る調査への協力その他ハラスメントへの対応により、当該教職員等が職場において不利益を受けることがないようにする。

【参考】「ハラスメントの防止等に関する基本方針の運用について」
（令和２年９月 三重県教育委員会）一部抜粋

（セクシュアル・ハラスメントになり得る言動例）

セクシュアル・ハラスメントになり得る言動（電子メールやＳＮＳ等を使用したやりとりも含む）の代表的な例は次のようなものである。これ以外のケースでもセクシュアル・ハラスメントになり得るので十分留意すること。

○【教職員等及び児童生徒等に対するセクシュアル・ハラスメント】

（１）性的な関心や欲求に基づく発言

- 性的な噂を立てたり、性的なからかいの対象とすること。
- 性的な経験や性生活について質問すること。
- 聞くに耐えない卑猥な冗談を交わすこと。
- スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にすること。

（２）性別による差別意識や役割を分担すべきとする意識等に基づく発言

- 「男のくせに根性がない」、「女には仕事を任せられない」、「女性は職場の花でありさえすればいい」などと発言すること。
- 「男の子、女の子」、「僕、坊や、お嬢さん」、「おじさん、おばさん」などとその場で不適当な呼び方をすること。
- 性的指向や性自認をからかいやいじめの対象としたり、性的指向や性自認を本人の承諾なしに第三者に漏らしたりすること。

（３）性的な関心や欲求に基づく行動

- 性的な関係を強要すること。
- 性的な内容の電話をかけたり性的な内容の手紙・電子メールを送ること。
- 身体に不必要に接触すること。
- 身体を執拗に眺め回すこと。
- 食事やデートにしつこく誘うこと。
- 雑誌等の卑猥な写真・記事等をわざと見せたり、読んだりすること。

○【児童生徒等に対するセクシュアル・ハラスメント】

（１）性的な関心や欲求に基づく行動

- 個別指導の名目で、二人きりになることを強要し、児童生徒に苦痛を与えること。
- 宿泊を伴う学校行事において、児童生徒を教職員の部屋に呼び、性的な質問をすること。
- 子どもの成績と引き換えに、ＰＴＡ総会、校外での懇親会で保護者に対してダンスを強要すること。

（パワー・ハラスメントになり得る言動例）

パワー・ハラスメントになり得る言動（電子メールやＳＮＳ等を使用したやりとりも含む）の代表的な例は次のようなものである。

ただし、実際にパワー・ハラスメントに該当するかどうかは、当該言動が継続して行われているものかどうか、当該言動が行われることになった原因、当

該言動が行われた状況等を踏まえて判断する必要があり、ここにある言動のすべてが直ちにパワー・ハラスメントに該当するとは限らない点に注意すること。これ以外のケースでもパワー・ハラスメントになり得るので十分留意すること。

（１）暴力・傷害

- 書類で頭を叩くこと。
- 相手を殴ったり、蹴ったり、物を投げつけたりすること。

（２）暴言

- 教職員等に対して、「こんな間違いをするやつはやめてしまえ」、「おまえは給料泥棒だ」、「おまえがいるだけで皆が迷惑している」などと、暴言を吐くこと。
- 仕事のやり方を具体的に指導することなく、「仕事が上手くいかないのは、暗い性格のせいだ。何とかしろ」等と人格を否定するような発言をすること。

（３）執拗な非難

- 仕事上の間違いに対して、執拗に何度も反省文の提出を命ずること。
- 仕事上の些細な間違いに対して、「お前は小学生か」「仕事のやり方が本当に下手だ」等と皆の前で起立させたまま大声で長時間叱責すること。

（４）威圧的な行為

- 椅子を蹴飛ばしたり、書類を投げつけたりすること。
- 自分の意向と違う時は意に沿った発言をするまで怒鳴り続けたり自分自身にミスがあると有無を言わさず部下、教職員等に責任を転嫁したりすること。

（５）実現不可能、無駄な業務の強要

- これまで複数名で行ってきた業務を、正当な理由もなく一人の教職員等に全部押しつけ、明らかに実現不可能であるにもかかわらず、期限内にすべて処理するように命ずること。
- 必要性が明らかに乏しいにもかかわらず、何度も土曜日や日曜日に出勤することを命ずること。

（６）業務上の合理性なく仕事を与えない、隔離、仲間外し、無視

- 何の説明もなく役職に見合った業務を全く与えず、所属内の回覧物も回さないこと。
- 業務上の意見を言ったことなどを理由に、その部下に対して仕事を与えなくなること。
- 気に入らない部下を無視し、会議にも参加させないこと。
- 所属内の教職員等全員に送付する業務連絡のメールを特定の教職員等にだけ送付しないこと。
- 意に沿わない教職員等を他の教職員等から隔離すること。

（７）仕事以外の事柄の強要、執拗な干渉

- 何度も私用を命ずるなど、明らかに不適当な命令を行うこと。
- 「上司より立派なマンションに住むとは何事だ」などと言い続けること。

鈴教学　第965号
令和６年　８月２日

（宛先）各小中学校長

鈴鹿市教育長　廣田　隆延

令和６年度公立小中学校・義務教育学校管理職員評価制度の中間面談にかかる
学校訪問（集団面談）の実施について

このことについて、別紙のとおり中間面談にかかる学校訪問を実施します。
なお、日程につきましては、都合により変更することがありますので、御理解いただきますようお願いします。

記

１　実施日時　　別紙の通り（今後変更の可能性があります）

２　実施方法　　中学校区ごとに集団面談形式で行います。

３　面談内容　　①　学力×ICT、長期欠席対策、地域連携、非認知能力育成の取組について
※学力×ICTと長期欠席対策については、数値データに基づいて説明してください。また、非認知能力育成については、各校または、中学校区での具体的な取組について説明いただくようお願いします。
②　その他中学校区の取組について

４　準備物　　面談内容に係る資料（白黒印刷でお願いします。）

５　その他　　・当日の出席者は、中学校区内の校長（別紙予定表参照）、市教育委員会事務局８名（教育長、参事、教育指導課長、教育支援課長、学校教育課長、教職員GL、中学校区担当者２名）です。市教育委員会事務局は、車２台で伺う予定です。
・別紙日程で都合が悪い場合は、学校教育課教職員Ｇ（瀬古）までお知らせください。

事務担当
学校教育課　教職員Ｇ　瀬古
TEL　382-7618

（別紙）　校長会資料

令和6年8月15日

変更

令和6年度　小中学校中間面談としての学校訪問日程予定表

◎：代表校長

月日	曜	開始時間				
8時30分発		9:00 ～ 10:00	10:30 ～ 11:30	13時00分発	13:30 ～ 14:30	15:00 ～ 16:00
10月3日	木	**千代崎中学校区** 愛宕小，玉垣小，若松小， ◎千代崎中（会場：**玉垣小**）	**鈴峰中学校区** 椿小，深伊沢小，庄内小，鈴西小， ◎鈴峰中（会場：鈴峰中）			
8時30分発		9:00 ～ 10:00	10:30 ～ 11:30	13時00分発	13:30 ～ 14:30	15:00 ～ 16:00
10月7日	月				**白鳥中学校区** 加佐登小，石薬師小，井田川小， ◎白鳥中（会場：白鳥中）	
8時30分発		9:00 ～ 10:00	10:30 ～ 11:30	13時00分発	13:30 ～ 14:30	15:00 ～ 16:00
10月10日	木	**白子中学校区** 稲生小，旭が丘小，桜島小， ◎白子中（会場：旭が丘小）	**大木中学校区** 長太小，箕田小，若松小， ◎大木中（会場：大木中）			
8時30分発		9:00 ～ 10:00	10:30 ～ 11:30	13時00分発	13:30 ～ 14:30	15:00 ～ 16:00
10月16日	水	**鼓ヶ浦中学校区** 白子小，愛宕小，鼓ヶ浦小， ◎鼓ヶ浦中（会場：鼓ヶ浦中）	**天栄中学校区** 合川小，天名小，栄小，郡山小， ◎天栄中（会場：天栄中）			
8時30分発		9:00 ～ 10:00	10:30 ～ 11:30	13時00分発	13:30 ～ 14:30	15:00 ～ 16:00
10月24日	木	**平田野中学校区** 国府小，庄野小，明生小， ◎平田野中（会場：平田野中）	**創徳中学校区** 牧田小，飯野小，清和小， ◎創徳中（会場：創徳中）			
8時30分発		9:00 ～ 10:00	10:30 ～ 11:30	13時00分発	13:30 ～ 14:30	15:00 ～ 16:00
10月28日	月	**神戸中学校区** 河曲小，一ノ宮小，神戸小， ◎神戸中（会場：神戸中）				

今後，教育長の都合により，日程変更をお願いさせていただくことがあります。